第二条の次に次の二条を加える。

（法第十七条第二号に規定する総務省令で定める事業活動）

**第三条**　法第十七条第二号に規定する総務省令で定める事業活動は、ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ及びインターネット利用サポート業に係る事業活動とする。

（法第十七条第三号に規定する総務省令で定める事業）

**第四条**　法第十七条第三号に規定する総務省令で定める事業は、情報通信の技術を利用する方法により行う商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談若しくは商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務に係る事業又は新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務に係る事業及びこれらの業務に付随して行う業務であって、当該業務により得られた情報の整理若しくは分析の業務に係る事業とする。

（奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

**第五条**　奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十一年自治省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号イ中「平成十一年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間」を「法第十四条第一項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第十一条第二項第四号に掲げる計画期間（以下「計画期間」という。）の初日（その日が平成二十七年四月一日前である場合には、同日。以下同じ。）から平成二十九年三月三十一日までの間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第十六条第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第十四条第一項に規定する認定を取り消された場合には当該計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。）」に、「第十二条第三項の表の第三号又は第四十五条第二項の表の第三号の規定の適用を受ける設備（法第三十八条第一号イからホまでに掲げる事業の用に供するものに限る。）」を「第十二条第三項（同項の表の第三号に係る部分に限る。）又は第四十五条第二項（同項の表の第三号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける法第三十八条第一号イからホまでに掲げる事業の用に供する施設又は設備」に改め、同号ロ中「平成十一年」を「計画期間の初日の属する年」に改め、同条第二号及び第三号中「平成十一年四月一日」を「計画期間の初日」に改める。

（過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

**第六条**　次に掲げる省令の規定中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

一　過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十二年自治省令第二十号）第一条第一号イ

二　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十三年総務省令第五十四号）第一条第一項第一号

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　山村振興法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の山村振興法第十四条の規定に基づく第一条の規定による改正前の山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

3　第二条の規定による改正後の離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第一条及び第二条の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

4　半島振興法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六号）附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の半島振興法第十七条の規定に基づく第四条の規定による改正前の半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

5　第五条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第一条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

**○総務省令第四十号**

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十九条第四項及び第六項第二号、第三十五条の五第一項及び第二項第八号、第三十五条の六第三項及び第四項、第三十五条の八の規定により読み替えて準用する同法第三十一条第一項、第三十八条第二項及び第四項、第三十九条第一項並びに第五十条の十一において準用する同法第五十条の六第一号及び第二号の規定に基づき、並びに同法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）を実施するため、独立行政法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗